

道路法令関係Q&A

〔不用物件の管理期間〕

道路局路政課

(以下は路政課のA係長と新人のB係員の午後の一コマ。)

A…国土交通省に入省して四ヶ月、調子はどんな感じかな？

B…はい、毎日の仕事の流れには慣れてきました。が、日々新しいことの連続で…。今日は難しい問い合わせがきて、頭を悩ませています。

A…ほう。どんな問い合わせかな？

B…道路法第九十二条の不用物件の話なんですけど、第一項の「…一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならぬ。」という規定はいかなる場合においても適用されるのか、というものです。

A…「不用物件の管理期間」の話か、なかなか難しいね。今日は時間もあることだし、一緒に考えていこう。早速だけどB君、不用物件とは何か？

B…はい。不用物件とは、路線の変更若しくは道路の区域の変更があった場合において、当該道

路を構成していた不用となった敷地、支壁、舗石、高架道路の支柱、道路の附属物等をいいます。

A…そのとおり。さすがよく勉強してるね。では、一定の期間、不用物件を管理しなければならぬ意義は何なのだろうか？

B…そうですね。先程調べたところによると、その意義としては、

①道路の敷地等は、私権の行使が制限される等、公権力による規制を相当にうけていますので、これがある時点から直ちに民事上の法律関係に移行することには問題があること、

②他の種類の道路として使用される可能性があること、

③一般行人の通行上の便益を考慮する必要があること、

の三点が挙げられます。

A…その通りだね。補足すると、

①については、廃止した道路の敷地に係る権利の自由な行使を認めると、権利関係が複雑化してしまい、当該敷地が適正に処分できなくなる可能性があること、

②については、廃止した道路の敷地が将来他の種類の道路になることを予想して、そのための手続等に要する期間内における管理を従前の道路管理者に義務づけ、道路用地の経済的運用を企図したものであること、

③については、ただちに通行の用に供し得なくなる不便を防ぐものであること、

といったこともいえるんだよ。

A…話を進めよう。不用物件の管理期間、つまり、「二年をこえない範囲内において政令で定める期間」は、国道又は都道府県道を構成していた不用物件については八ヶ月、市町村道を構成していた不用物件については四ヶ月と定められている(道路法施行令第三十八条)けど、ここまではないよね？

B…ええ。この管理期間の性質はどういうものなのですか？

A…これは、法律上の義務期間であって、道路法に明文の規定をおく場合(第九十二条第四項及び第九十三条)以外は、たとえ所有者が他に用途がある場合でも、この期間、管理の義務を免れないんだよ。

B…義務期間ですか。ということは、今回の問い合わせは一件落着ですね。ありがと、うん。でもそれだと、一定の管理期間不用物件を管理しなければならない意義に全くあてはまらない場合も、義務期間を守らなければならないんですか？ そうすると、必要性が薄いのにその物件を管理することになってしまい、道路管理者やその敷地を利用したい者にとつて不利益だと思ふんですが。

A…君の言うとおりだよ。こんな例が過去にある。つまり、ダム建設に関連して、従前道路を構成していた湛水区域内の不用物件について、付替道路の効用が従来の道路の効用を十分に補充し、かつ、直ちに使用しうる状態であれば、管理期間中に水没させても差し支えないとするものだよ（昭和三〇年二月二日建設省関東建設第二十三号関東地方建設局長あて道路局長回答参照）。この事例は、先ほどの③の残存利用者の便宜に配慮したものであると指摘できるし、水没して将来道路として使用されないことが確実であるような場合、つまり、転用が不能である場合、②の意義を重視して、管理期間満了まで処分することができることとしたんだよ。先例として注目できるね。

B…そうですね。しかも、この事例だと、当該敷地の権利関係が複雑になるといこともない

し、不用物件の一定期間管理の意義はほとんどないことになりすよね。

A…そういうことだよ。他にも、道路の一部を空港用地に編入し工事を行う場合も、このダムの事例のように代替道路が確保されており、一般通行人の不利益にならないことが確実であれば、同じことが言えるんじゃないかな。ただ、どの程度の代替道路をもって一般通行人の不利益にならないかは道路管理者の適切な判断によるんだけど、不用物件の管理期間の終了を待つて当該敷地を空港用地に編入することが、それだけ空港工事開始の遅れをもたらし公益を損ねるのであれば、そこは柔軟に運用してもよいと思うよ。

B…そういうことなんです。とても参考になりました。法律の文言だけでなく、その趣旨を踏まえた、より適切な判断が求められるわけですね。よくわかりました。ありがとございます。

A…ところで、B君。君は大のロッテファンらしいじゃないか。そういえば今日は東京ドームで日本ハム戦らしいんだけど、一緒に行かないかい？ 補佐には内緒で。

B…いいですね。仕事のことは忘れてパーツといきますよ。今日は勝ちますよ。

(参考)

○道路法

（不用物件の管理又は交換）

第九十二条 道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があつた場合においては、当該道路を構成していた不用となつた敷地、支壁その他の物件（以下「不用物件」という。）は、従前当該道路を管理していた者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならぬ。

2～4（略）

○道路法施行令

（不用物件の管理期間）

第三十八条 法第九十二条第一項に規定する政令で定める期間は、国道又は都道府県道を構成していた不用物件については八月とし、市町村道を構成していた不用物件については四月とする。但し、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（トンネルを除く。）及び道路の附属物であつた不用物件については、一月までその期間を短縮することができる。

○昭和三〇年六月三日建設省道路局長あて建設省関東地方建設局長照会（抜粋）

2 法第九十二条関係

ダム等の建設の場合、湛水区域内の道路を構成していた敷地、支壁その他の物件を法第九十二条の管理期間内に水没させることができなからぬ。

○昭和三〇年二月二日建設省関東地方建設局長あて建設省道路局長回答（抜粋）

3 照会の記の2について

法第九十二条第一項の規定の趣旨は、道路の供用の廃止又は区域の変更に伴つて生ずる不用物件がただちに通行の用に供し得なくなる不便を防ぎ、或は必要に応じて当該不用物件を別の道路として使用し得る状態におくことにあるものと解せられるので、付替道路の効用が従来の道路の効用を十分に補充し、かつ、付替道路がただちに供用し得る状態であれば法第九十二条第一項に規定する不用物件の管理期間内においても不用物件を水没させて差し支えないものと解する。